

平成 19 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 キヤノン株式会社  
代表者名 代表取締役会長  
御手洗 富士夫  
コード番号 7751  
上場取引所 東京、大阪、名古屋（以上第一部）  
福岡、札幌

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 106 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ( 1 ) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款を次のとおり改めるものであります。

会社法の施行に伴って定款に定めがあるものとみなされた事項(当会社に取り締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨、株式に係る株券を発行する旨ならびに株主名簿管理人を置く旨)をより明確にするため、条文の新設、変更等を行うものであります(変更案第 4 条、第 7 条、第 10 条)。

単元未満株式に係る管理の効率化を図るため、単元未満株式について行使することのできる権利を定めた規定を新設するものであります(変更案第 9 条)。

議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、これを 1 名と定めるものであります(変更案第 17 条)。

取締役会をより機動的に運営できるようにするため、取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するものであります(変更案第 25 条)。

上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更、条数の整備等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

(2) 当社グループ会社における高品質で効率性の高いインフラ整備を図るため、グループ会社の建築物の設計、工事監理を一層強化してまいります。そのためには、当社の有資格者から構成される建築士事務所の設置および利用が有用であり、事業目的に所要の変更を加えるものであります(変更案第2条)。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日(予定)

以上

( 下線は変更部分であります。 )

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>( 商 号 )</p> <p>第1条 当社はキヤノン株式会社と称し、英文では CANON INC.と表示する。</p> <p>( 目 的 )</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種光学機械器具の製造および販売</li> <li>2. 各種音響ならびに電気、電子機械器具の製造および販売</li> <li>3. 各種精密機械器具の製造および販売</li> <li>4. 各種医療用機械器具の製造および販売</li> <li>5. 各種一般機械器具装置の製造および販売</li> <li>6. 上記各号の製品に関連する部品、材料等の製造および販売</li> <li>7. ソフトウェアの作成および販売</li> <li>8. 医薬品の製造および販売</li> <li>9. 電気通信事業および情報処理サービス業、情報提供サービス業等の情報サービス業</li> <li>10. 電気通信工事、電気工事および機械器具設置工事の請負</li> <li>11. 不動産の売買および賃貸ならびに建築工事の請負</li> <li>12. 労働者派遣業、動産賃貸業および旅行業</li> <li>13. 環境の調査、解析および土壌、水等の浄化処理に関する事業</li> <li>14. 上記各号に関連する一切の業務</li> </ol> <p>( 本店の所在地 )</p> <p>第3条 当社は本店を東京都大田区に置く。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>( 商 号 )</p> <p>第1条 当社は、<u>キヤノン株式会社</u>と称し、英文では CANON INC.と表示する。</p> <p>( 目 的 )</p> <p>第2条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. </li> <li>2. </li> <li>3. </li> <li>4. </li> <li>5. </li> <li>6. } ( 現行どおり )</li> <li>7. </li> <li>8. </li> <li>9. </li> <li>10. </li> <li>11. <u>不動産の売買、賃貸ならびに建築工事の請負および建築物の設計、工事監理</u></li> <li>12. }</li> <li>13. } ( 現行どおり )</li> <li>14. }</li> </ol> <p>( 本店の所在地 )</p> <p>第3条 当社は、<u>本店を東京都大田区に置く。</u></p> <p>( 機 関 )</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>取締役会</u></li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> </ol>

<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は30億株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第6条 当社は100株をもつて株式の1単元とする。 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)については株券を発行しない。ただし当社が株主のために必要と認めた場合はこの限りでない。 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を当社に請求することができる。ただし請求時に当社が売渡すべき数の自己株式を保有していない場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p>	<p>4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、30億株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式については株券を発行しない。ただし、当社が株主のために必要と認めた場合は、この限りでない。 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。ただし、請求時に当社が売り渡すこととなる数の自己株式を保有していない場合は、この限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 前条第3項に規定する単元未満株式の売り渡しを請求する権利</li> </ol> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>
---	--

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し等株式に関する手続ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第9条 当社は毎営業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもつて、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とみなす。  
前項のほか必要ある場合は予め公告して、一定の日時現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもつて、その権利を行使する株主または質権者とみなすことができる。

(自己株式の取得)

第10条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもつて自己株式を買受けることができる。

第3章 株主総会

(招集)

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(削る)

(自己の株式の取得)

第12条 当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに招集する。  
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長または取締役社長がこれを招集する。  
取締役会長および取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の代表取締役がこれを招集する。

(新設)

(議長)

第12条 株主総会の議長は取締役会長または取締役社長がこれに当る。  
取締役会長および取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもつてこれを行う。

商法第343条による決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもつてこれを行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は代理人をもつてその議決権を行使することができる。ただしその代理人は当会社の議決権を有

第13条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに招集する。  
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会によって取締役会長または取締役社長が招集する。  
取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長とする。  
取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもつて行う。

会社法第309条第2項による決議については、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもつて行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人をもつてその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、当会社の議決

<p>する株主に限る。</p> <p>第4章 取締役および 取締役会</p> <p>(員数) 第15条 当会社に取締役30名以内を置く。</p> <p>(選任方法) 第16条 取締役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</u></p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第17条 取締役の任期は、<u>その就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときに満了する。</u> <u>増員によりまたは補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第18条 当社を代表する取締役は<u>取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(役付取締役) 第19条 取締役会長、取締役社長およびその他の役付取締役は<u>取締役会の決議によりこれを置く。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>取締役会長および取締役社長に事故あるときは、<u>予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>取締役会の招集通知は各取締役お</p>	<p>権を有する株主1名に限る。</p> <p>第4章 取締役および 取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社は、<u>取締役30名以内を置く。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。</u> 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削る)</p> <p>(代表取締役) 第21条 当社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会長、取締役社長およびその他の役付取締役は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>取締役会長および取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>取締役会の招集通知は、<u>各取締役</u></p>
---	--

<p>よび各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は取締役で構成され法令または定款に定める事項のほか当社の重要な業務の執行を決定する。 監査役は取締役会に出席し必要と認めるときは意見を述べることを要する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 取締役会の招集手続、決議方法等については法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬は株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および 監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第24条 当会社に監査役5名以内を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第25条 監査役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</p> <p>(任期)</p>	<p>および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第24条 取締役会は、すべての取締役で組織し、法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務の執行を決定する。 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 取締役会の招集手続、決議方法等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および 監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当社は、監査役5名以内を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p>
--	---

<p>第26条 監査役の任期は、<u>その就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結のときに満了する。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役は<u>互選により</u>常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第29条 監査役会は<u>監査役の全員</u>で構成され法律で定める事項のほか監査役の権限の行使を妨げない範囲において監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第30条 監査役会の招集手続、決議方法等については法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第31条 監査役の報酬は株主総会の決議により定める。</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第32条 当会社の営業年度は毎年1月1日から12月31日までとし、<u>決算は営業年度末</u>に行う。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第33条 利益配当金は<u>毎営業年度末</u>日現在の株主名簿に記載または記録され</p>	<p>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、<u>監査役の中から</u>常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の3日前まで</u>に発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第33条 監査役会は、<u>すべての</u>監査役で組織し、法律で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲において監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会の招集手続、決議方法等については、<u>法令または定款</u>に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって</u>定める。</p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当会社の事業年度は、<u>毎年1月1日から12月31日まで</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 <u>当会社は、</u>毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または</p>
---	--

<p>た株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第34条 当社は取締役会の決議により、毎年6月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し中間配当をすることができる。</u></p>	<p>記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当をする。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(削 る)</p>
--	---

以上